保護者の皆様へ　～お知らせ～

給食費の改定と学校給食の申込みについて

学校給食費の改定について

平成３１年４月から、五所川原市の給食費を下記のとおり改定いたします。

五所川原市学校給食センターでは、消費税率改定を除き、平成１０年度以降、２０年間値上げをせず、また、自校式の市浦地区の小中学校では、平成２５年以降、５年間値上げをせずに学校給食を提供してきました。

これまでの食材費の高騰などに対しては献立内容の工夫で対応してきましたが、給食の質の維持が困難となっており、保護者の皆様から給食の質の向上を求める声が多数寄せられていました。

これらのことから検討を重ねた結果、平成３１年４月分の給食費から改定することといたしました。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、平成３１年１０月の消費税率改定時には変更いたしません。

・給食費の改定額

給食費の１食あたりの単価（税込）

区　分		改定前
小学校	給食センター	２４３円
	市浦小学校	２６０円
中学校	給食センター	２６２円
	市浦中学校	２９０円

区分	**改定後**
小学校	**２７０円**
中学校	**３００円**

学校給食申込書の提出について

平成３１年度から、学校給食をより適正に管理するために、利用に際して保護者の皆様から「学校給食申込書」を提出していただくことといたしました。

児童・生徒１人につき１枚ずつ学校に提出していただき、記載事項に変更がない場合は各学校を卒業するまで継続となります。

なお、学校給食は、完全給食（主食、副食、牛乳）が原則となります。

ただし、食物アレルギー等の事情により、すべての学校給食を利用しない場合、又は牛乳のみを利用・停止する場合は、その旨を「学校給食申込書」に記入してください。

・記載事項に変更があった場合

住所や連絡先、または納付義務者など、記載内容に変更があった場合は、「学校給食申込変更届出書」を児童・生徒１人につき１枚を学校に提出してください。

お問い合わせ先　五所川原市教育委員会　学校給食センター
電話０１７３－３４－２８３２

裏面あり

給食費についてＱ＆Ａ

Ｑどうして給食費を改定するの？

Ａ　主食（ごはんやパンなど）と牛乳の価格が上昇し、副食費（おかずや汁物、調味料など）を減額調整して給食を提供してきました。しかし、副食の食材費も、物価の高騰などにより上昇しており、現在の給食費では、献立の多様性や質、そして児童生徒の成長に必要な栄養価を維持していくことが、大変難しい状況です。

現在の給食費を値上げせずに据え置いて継続すると、国産品を基本とする食材の調達や地産地消の推進など、安全安心で栄養バランスのとれた魅力ある給食の提供ができません。また、食育の観点からも給食のより一層の充実が望まれることから、給食費を改定することとしました。

【参考】改定前の給食費の内訳（学校給食センター受配校）

小学校➢243 円（主食 32 円　牛乳 54 円　副食 157 円）

中学校➢262 円（主食 40 円　牛乳 54 円　副食 168 円）

Ｑ給食費は何に使われているの？

Ａ　給食費の全額は、児童生徒へ提供している献立の食材費に使われています。

給食の提供には、食材費以外に人件費、施設の費用や光熱水費などが必要ですが、これらの経費はすべて市が負担しています。

Ｑ４月からの給食費はどのように決めたの？

Ａ　教育委員会から平成３１年４月からの給食費についての諮問を受けて、平成３０年１２月１０日に学校長やＰＴＡ会長などで組織する「五所川原市学校給食運営委員会」を開催し、慎重に審議した結果、改定について妥当であるとの結論に達し、教育委員会に答申がなされました。

教育委員会では、答申内容を十分に尊重し、同年１２月１４日開催の「五所川原市教育委員会定例会」に答申内容を報告し最終決定しました。

Ｑ今後、消費税率が１０％になったらまた改定されるの？

Ａ　給食費の値上げは予定していません。

食材費には軽減税率が適用され消費税率８％に据え置き予定で、その他の経費は１０％の税率となりますが、１０月の増税に伴う給食費の値上げは予定していません。